

# 北本市公共施設等総合管理計画

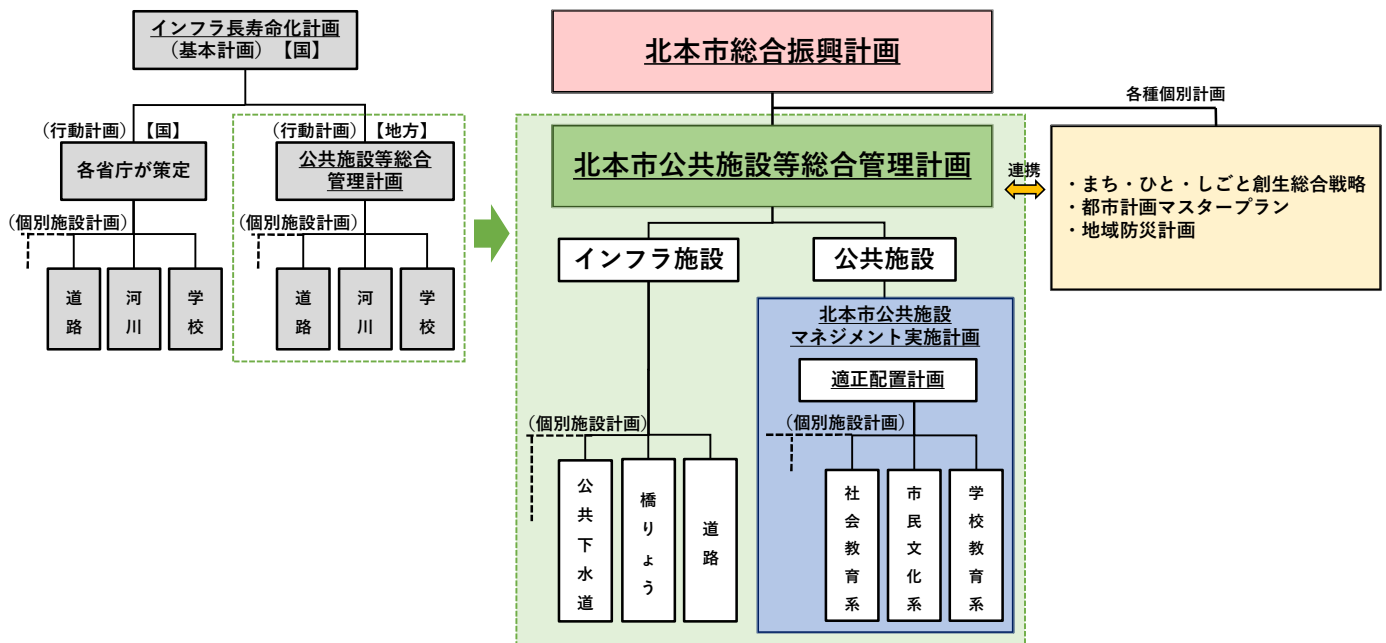
—概要版—

2022年3月

# 1 公共施設等総合管理計画の改訂について

- ① 本計画は、厳しい財政状況、少子高齢化問題が想定される中、国からの要請により公共施設等の老朽化問題に対する方策として、2017年3月に策定した40年間の計画であり、本市の最上位計画である第五次北本市総合振興計画の実現のため、各種個別計画と連携を図りながら、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を示したものです。
- ② 公共施設については、前回定めた「公共施設の延床面積を今後40年間で50%削減」という目標の重要性を考慮し、市全体の施設の再編の方向性を示した適正配置計画を2020年3月に策定し、2021年3月には施設ごとの直近5年程度の保全などの具体的なスケジュールについてまとめた個別施設計画（学校教育系施設及び子育て支援施設）を策定しました。二つの計画をまとめて、北本市公共施設マネジメント実施計画としています。
- ③ 本改訂は、改めて2018年2月に総務省より「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」が示され、2020年3月に策定した適正配置計画及び2021年3月に策定した個別施設計画（学校教育系施設及び子育て支援施設）等について、内容を整理しつつ反映したものです。

図1：本計画の位置づけ



## ④ 主な改訂点

- ア 延床面積等の時点更新
- イ 国の指針に従い、現状整理に関する項目を追加
- ウ 将来投資可能額の時点更新と財政上の上限額の追加
- エ 国の指針に従い、将来費用の試算方法を変更
- オ 課題解決のための方策として、適正配置計画と個別施設計画の概要を追加
- カ 適正配置計画、個別施設計画の取組を実施した場合の将来費用の試算を実施
- キ 国の指針に従い、対策の効果の検証を追加
- ク 基本的な方針を修正し、方針4財源の確保と受益者負担の適正化を追加
- ケ 50%削減の目標は変更せずに、期ごとの削減目標を追加
- コ 実施方針にユニバーサルデザイン化の推進方針を追加
- サ 施設類型ごとの管理に関する基本方針を修正

## 2 公共施設の現状

① 延床面積の内訳では、学校教育系施設が53.3%で最も多く、次いで市民文化系施設の12.6%、行政系施設の7.3%の順となっており、この3分類で全体の約7割を占めています。

② 耐震化の状況については、建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める多数の者が利用する建築物については、耐震化率100%です。

③ 2020年度現在、大規模改修の目安となる築30年以上経過した公共施設は延床面積全体の約6割ですが、これが10年後には8割になると見込まれ、早急の老朽化対策が必要な状況となっています。

図2：公共施設の用途別延床面積割合

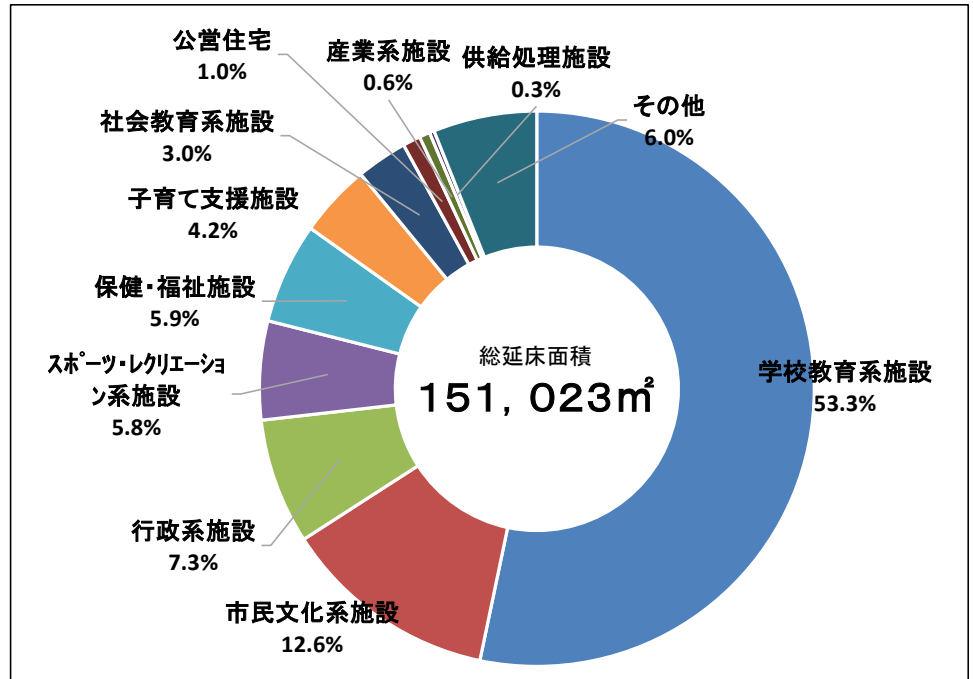
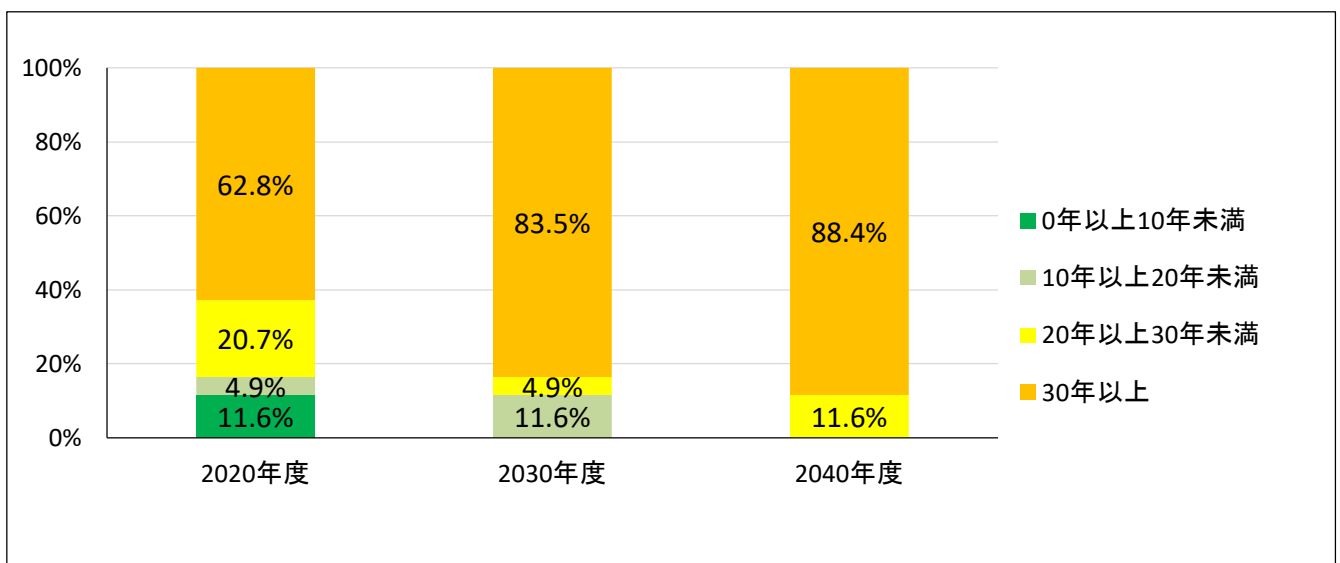


表1：インフラ施設の保有量

分類		箇所数等	備考
道路	市道	2,231 路線	面積：1,711,838 ㎡
橋りょう	橋りょう	98 本	面積：2,145 ㎡
公共下水道	管きょ（污水・雨水）	—	延長：194,728m
	建物（中継ポンプ場）	1 棟	延床面積：176 ㎡
公園・緑地	配置数	100 箇所	面積：424,260 ㎡
	建物	32 棟	延床面積：2,733.24 ㎡

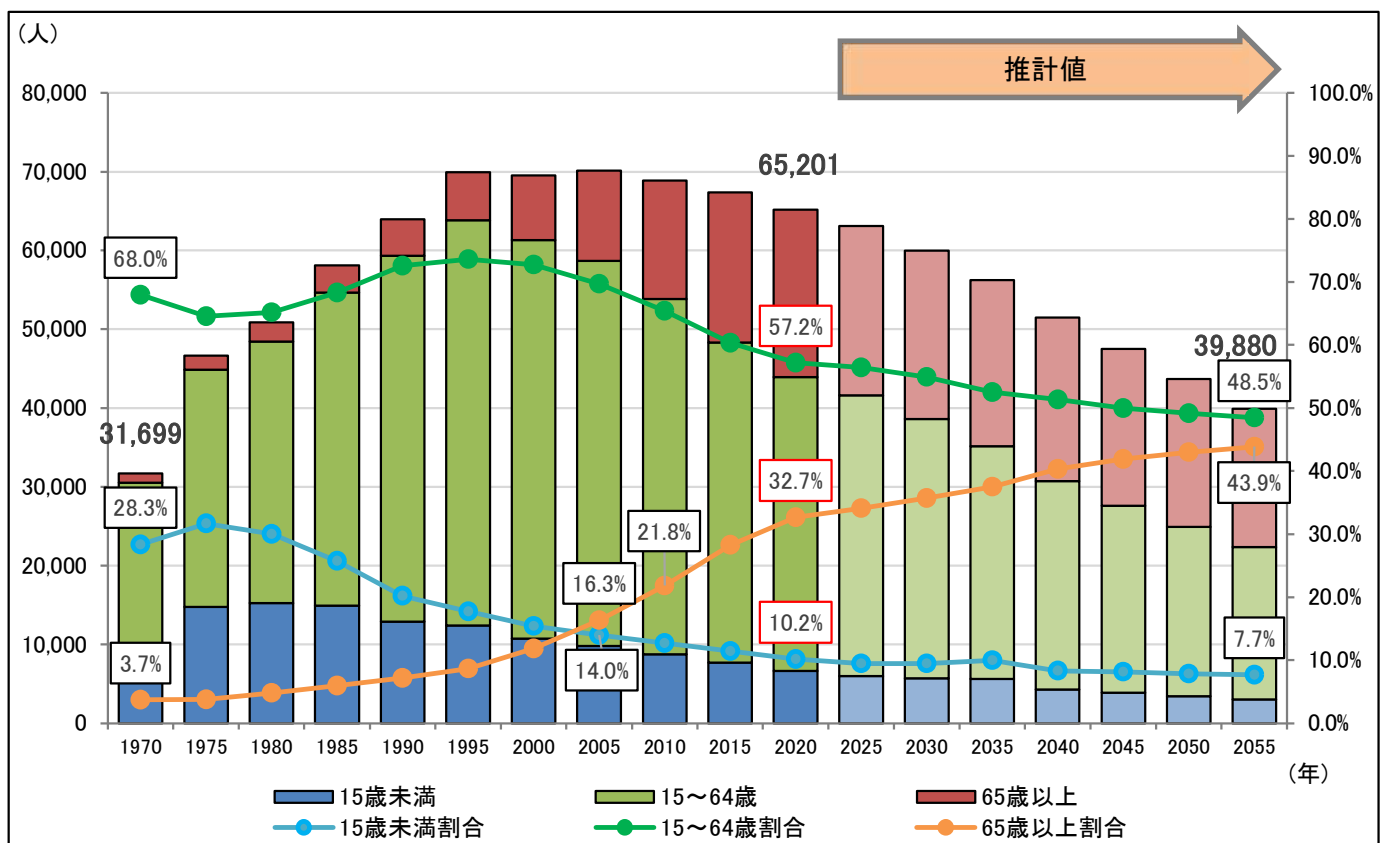
図3：公共施設の築年別延床面積の割合



### 3 人口状況

- ① 本市の人口は、1970年から概ね増加が続き、2005年をピークにその後は減少が続いています。年齢構成を3つの区分に分け、その推移を見ると、老年人口（65歳以上）が増加する一方、年少人口（15歳未満）は、1980年以降は減少傾向にあるほか、1995年まで増加していた生産年齢人口（15～64歳）も2000年には減少に転じています。
- ② 本市の人口割合は、1970年に年少人口、生産年齢人口、老年人口の比率が28.3%、68.0%、3.7%と年少人口が老年人口の約8倍であったのに対し、2005年には老年人口が年少人口を上回り、2010年には超高齢社会と言われる21%を超過、一昨年の2020年にはそれぞれ、10.2%、57.2%、32.7%となりました。
- ③ 独自推計によれば、2055年には、それぞれ7.7%、48.5%、43.9%と老年人口が年少人口の約6倍になることが見込まれており、顕著な少子高齢化が急速に進むと予測されています。人口や世代構成の変化により、公共施設等に求められる機能や規模も変化することが推測されます。

図4：総人口及び年齢3区分別人口の推移と将来推計



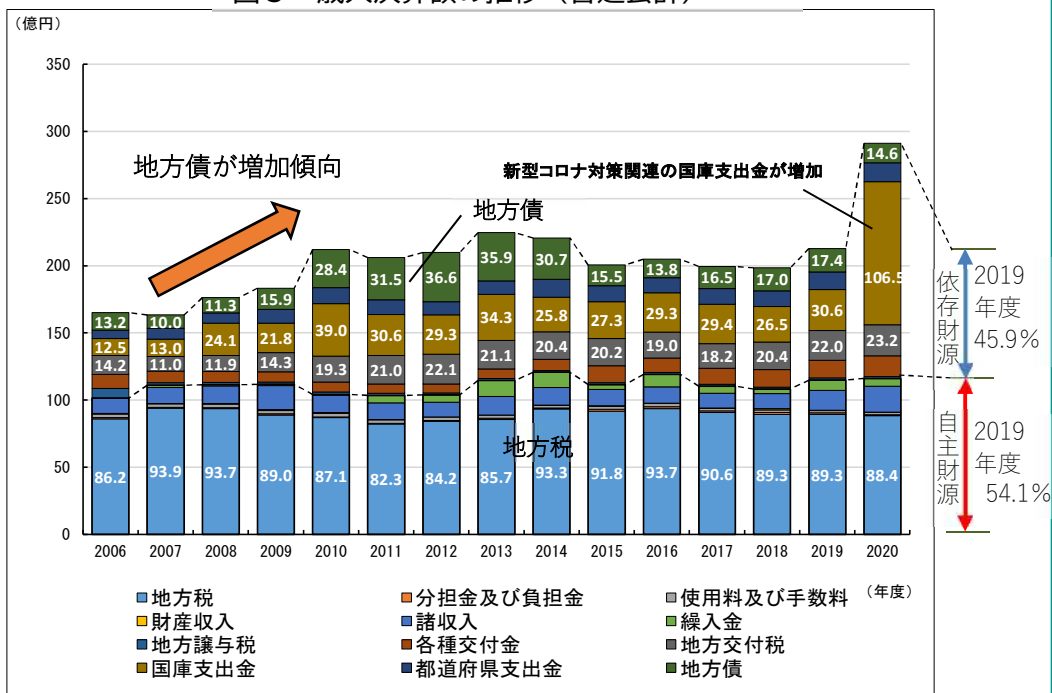
出典：国勢調査（～2020年）、第五次北本市総合振興計画後期基本計画（2025～2035年）、独自推計結果（2040～2055年）

※独自推計結果については、総合振興計画後期基本計画において再計算を行った新シミュレーションと前回参照した人口ビジョン策定時の将来展望の人口が同程度の試算であったため、変更していません。今後は人口変動等の社会情勢の変化を踏まえ、本計画の改訂の際に見直しを行います。

## 4 財政状況

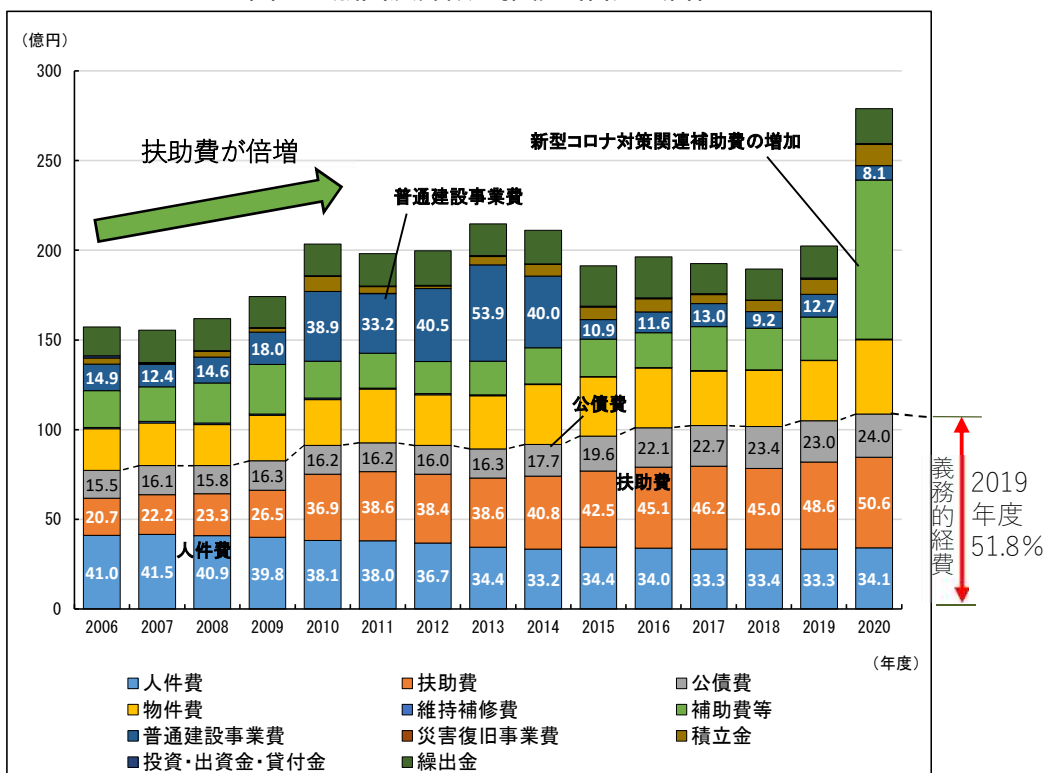
① 普通会計の歳入決算額は、2006年度から2009年度は163～183億円程度であったものが、2010年度以降、小・中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業、庁舎建設事業等の実施による地方債の増加により、206～225億円程度まで増加しましたが、一連の大型事業が終了し、2015年度からは減少しています。

図5：歳入決算額の推移（普通会計）



② 普通会計の歳出決算額は、2006年度から2009年度については155～174億円程度で推移しておりましたが、2010年度から2014年度までに実施した小・中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業、庁舎建設事業等により普通建設事業費が増加し、198～215億円程度となりました。

図6：歳出決算額の推移（普通会計）

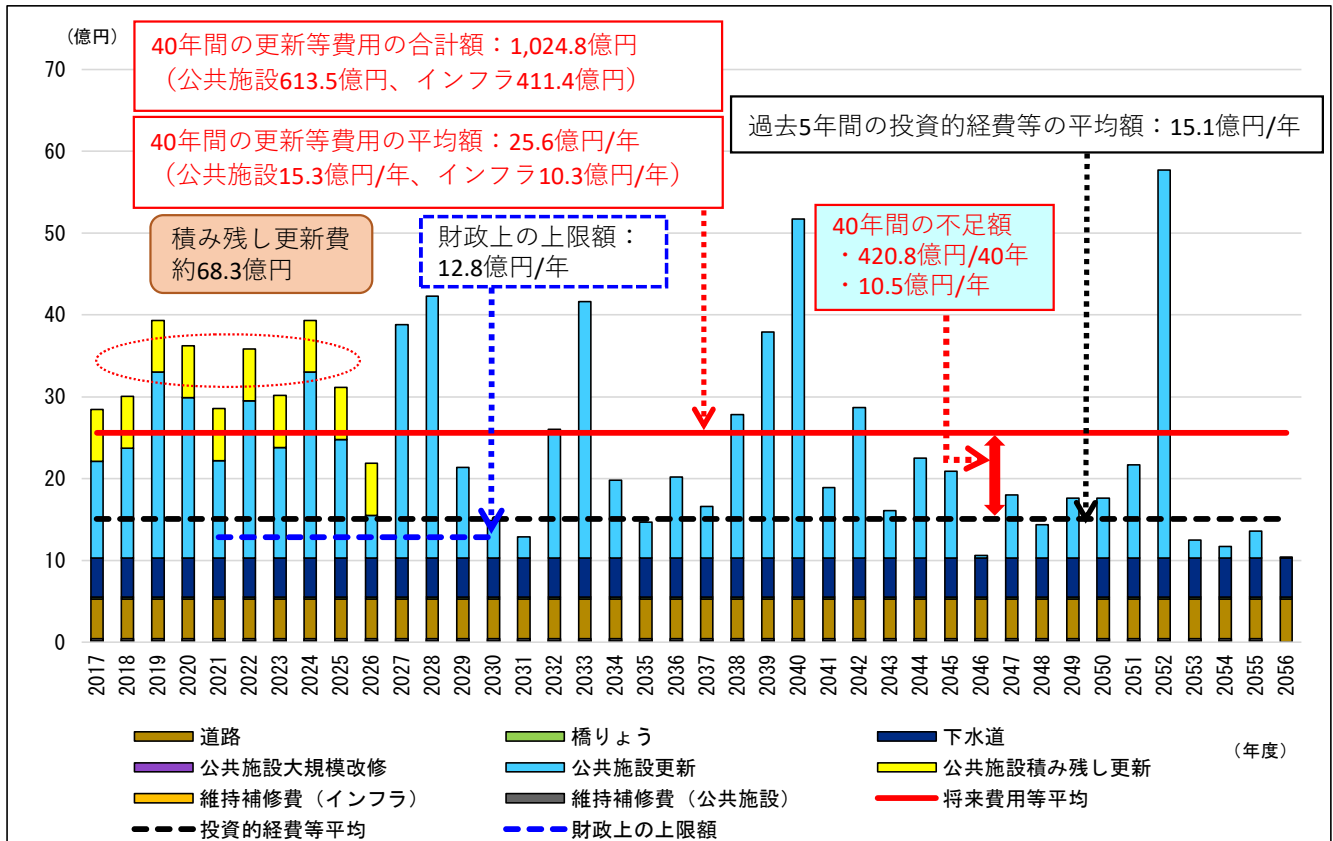


③ 扶助費については2006年度より増加傾向であり、2020年度には50.6億円となり2006年度の2.5倍となっております。また、公債費については2010年度から2014年度の普通建設事業費の市債及び臨時財政対策債の返済のため、2014年度から増加しており2020年度には24億円と2006年度の1.5倍となっております。

## 5 公共施設等の将来の更新費用等の推計

- ① 今ある公共施設等を法定耐用年数で単純更新し、すべての施設を維持した場合の向こう 40 年間の更新費用を推計しました。
- ② 40 年間の更新等費用は 1,024.8 億円となり、1 年当たり 25.6 億円の経費が必要となります。この 25.6 億円は、過去 5 年間の投資的経費等の年平均額である 15.1 億円を 10.5 億円、健全な公債費の管理の視点から推定した今後 10 年程度の財政上の上限額と比較し 12.8 億円/年超過する結果となりました。

図 7：公共施設等の将来の更新費用等の推計（自然体の見込み）



### 【試算条件】（公共施設）

- ・基本は総務省の示す類型別単価を使用し 2017 年度から 40 年間の費用を試算
- ・大規模改修工事はせずに、法定耐用年数で単純更新を行う（鉄筋コンクリート造 50 年、鉄骨造 38 年等）
- ・更新時期を過ぎている場合については、積み残しとして算出し 10 年間に上乗せを行う
- ・更新費用は、総務省の更新費用試算ソフトの単価（本編巻末資料編参照）を踏まえて設定
- ・維持補修費は過去 5 年間の平均値を毎年計上

### 【試算条件】（インフラ施設）

- ・道路は 15 年サイクルで更新、橋りょうは 60 年サイクルで更新
- ・公共下水道は北本市公共下水道ストックマネジメント計画（2019 年 2 月策定）に基づいて試算（評価期間 40 年間）した標準耐用年数更新の事業費を用いた
- ・公園は、将来費用の試算が煩雑であることから、将来費用及び投資的経費等の平均額の対象には含まない
- ・維持補修費は過去 5 年間の平均値を毎年計上

## 6 課題の整理と目標について

### ① 公共施設の状況から見た問題点

- ・保有する施設の多くは老朽化が進行しています。
- ・10年後には築30年以上経過する施設は全体の8割に上ります。
- ・施設全体の適正化を図る必要があります。

### ② 人口の推移から見た問題点

- ・人口は一貫して減少傾向を示しています。
- ・高齢者人口の割合は急激に増加する一方、生産年齢人口は減少を示しています。
- ・15年後には人口の約14%が減少し、3人に1人が高齢者と推計されます。
- ・人口や世代構成の変化により、公共施設等に求められる機能や規模も変化することが推測されます。

### ③ 財政の状況から見た問題点

- ・義務的経費である扶助費が増加傾向です。
- ・人口の減少に伴い市税収入の減少が推測されます。
- ・今後、施設の老朽化の進行により保全・更新費用の増加が見込まれる一方、公共施設等にかかる予算が大幅に増加することは考えにくい状況となっています。

表2：公共施設及びインフラ施設の2056年までの40年間の財源不足

区 分		年間	40年間合計
現状	公共施設及びインフラ施設の投資的経費の金額（過去5年間の平均）	15.1億円	604.0億円
推計	今あるすべての公共施設及びインフラ施設を維持する金額	25.6億円	1,024.8億円
財源不足額		10.5億円	420.8億円

2016年3月策定時に目標を設定

**目標：公共施設の延床面積を今後40年間で50%削減**



## 7 課題解決のための方策（適正配置計画）

① 市内小中学校の児童生徒数推計では、今後は大幅な減少が見込まれており、それにより発生する過大な空きスペースを解消する必要があります。

② 学校に公民館等を複合化することについて、児童の安全性確保が重要、曖昧なセキュリティや煩雑な施設管理、騒音に対する懸念が意見として挙げられており、学校と公民館等を複合化するよりも学校の統廃合を進めて、廃校となった学校を利用する方向が有効であると整理しました。

③ 本市の学校施設は耐震改修工事と共に大規模改修工事を実施したため、その市債（借金）を返済している状況にあり、加えて学校施設は広域避難所として指定されている状況からも、廃校となる学校施設に公民館等の施設を機能移転し、利活用することを基本的な方向性とししました。

④ 40年後の学校数については、中学校1校、小学校は4校と想定

⑤ 廃校となる学校については、市街化調整区域が多く、土地の売却が困難であり、整備も進んでいるものが多いため、公民館等を集約することとし、加えて他施設との複合化を図り（仮）市民活動交流センター及び（仮）体育機能重視型市民活動交流センターを整備

⑥ 体育センターは（仮）体育機能重視型市民活動交流センターを2か所設置した時点で廃止を検討

図8：適正配置の方向性と検討プロセス

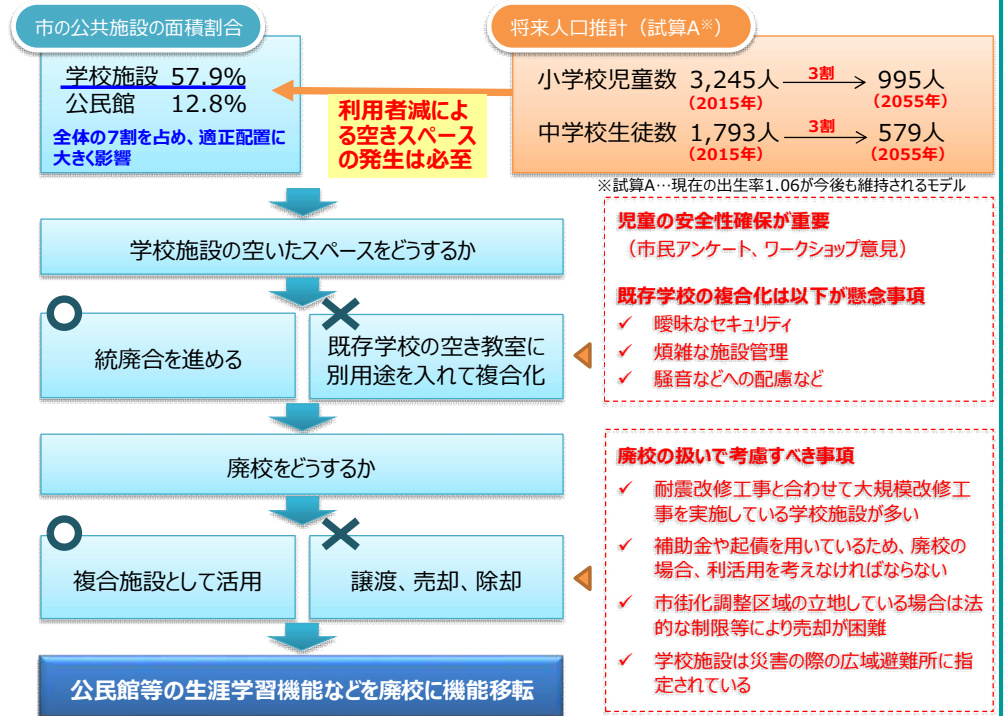


図9：（仮）市民活動交流センターイメージ





# 7 課題解決のための方策（適正配置計画）

適正配置計画における、主要施設の第1期の方向性及び今後40年間のロードマップは下記のとおりです。

図10：主要施設のロードマップ

施設	目標使用年数	第1期の方向性	実施計画						長期ビジョン				
			第1期						第2期		第3期	第4期	
			2020	2021	2022	2023	2024	後期	前半	後半			
小学校	中丸小学校 (445)	80	継続										
	石戸小学校 (278)	80	栄小学校と統合、継続										
	南小学校 (392)	80	継続										
	栄小学校 (65)	80	石戸小と統合										
	北小学校 (423)	80	継続										
	西小学校 (582)	80	継続										
	東小学校 (442)	80	継続										
	中丸東小学校 (220)	80	児童数の減少がみられるため、北本市立学校の適正規模等に関する基本方針に基づき、統廃合を検討										
中学校	北本中学校 (555)	80	継続										
	東中学校 (518)	80	継続										
	西中学校 (162)	80	生徒数の減少がみられるため、北本市立学校の適正規模等に関する基本方針に基づき、統廃合を検討										
	宮内中学校 (324)	80	継続										
公民館等	南部公民館	60未満	市民活動交流センターに機能移転を検討										
	東部公民館	60未満	市民活動交流センターに機能移転を検討										
	西部公民館	60未満	市民活動交流センターに機能移転を検討										
	北部公民館	60未満	市民活動交流センターに機能移転を検討										
	中丸公民館	60未満	市民活動交流センターに機能移転を検討										
	勤労福祉センター	60未満	栄小学校校舎を活用、市民活動交流センター等に機能移転（一時的）										
	コミュニティセンター	60未満	栄小学校校舎を活用、市民活動交流センターに機能移転										
	学習センター	60未満	市民活動交流センターに機能移転を検討										
体育センター	60未満	体育機能重視型市民活動交流センターに機能移転を検討											
文化センター	80	継続											
野外活動センター	60	継続とするが、浴室設備については廃止											
農業ふれあいセンター	60	継続											
健康増進センター	60未満	市民活動交流センターに機能移転、浴室設備については廃止											
総合福祉センター	60未満	廃校する学校への機能移転を検討											
保健	保健センター	60未満	栄小学校校舎を活用し、機能移転										
	母子健康センター	60未満	栄小学校校舎を活用し、機能移転										
保育所	中央保育所	40	こども課の基本方針の通り、栄保育所と集約化し建替え										
	栄保育所	60未満	こども課の基本方針の通り、中央保育所と集約化し建替え										
	深井保育所	40	こども課の基本方針の通り、存続又は閉所など総合的に勘案しながら検討										
	東保育所	60	継続										
児童発達支援センター	60	継続											
学童保育室	40	小学校の統廃合とともに廃止を検討											
あすなる学園	60	継続											
公営住宅	ふれあいの家	60	継続										
	市営台原住宅	70	継続、ただし更新はしない										
	市営山中住宅	70	継続、ただし更新はしない										
北本市役所	80	継続											
児童館	80	継続											

凡例

- 複合化・機能移転を行う
- 今後検討を行う
- 今後検討を行う（長期的）
- 継続
- 継続（長期的）

## 7 課題解決のための方策（個別施設計画）

### ① 個別施設計画の概要

個別施設計画は適正配置計画の方向性を基に、直近5年間の施設の個別の対策や保全等の具体的なスケジュールについて施設類型ごとに示した計画です。計画期間については適正配置計画の第1期に対応させ、2022年度から2025年度の4年間としております。

学校教育系施設及び子育て支援施設については2021年3月に個別施設計画の策定をしておりますが、それ以外の施設類型については2021年度に策定しています。

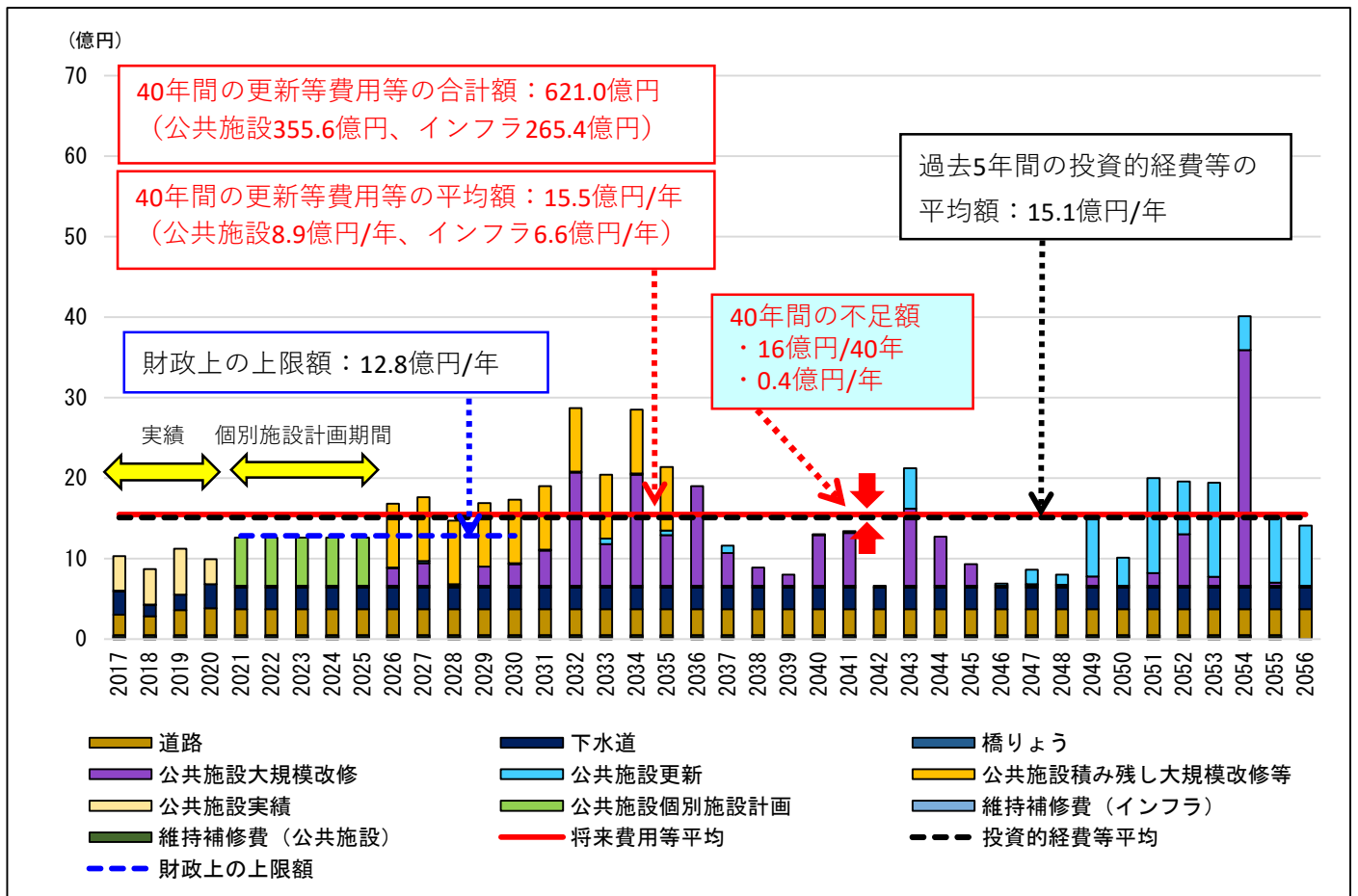
### ② 公共施設個別施設計画の優先順位の考え方

個別施設計画策定にあたり、適正配置計画で予定している事業、施設の更新・大規模改修工事の費用を積み上げた上で、施設の劣化度（総合評価）から優先順位を定め、財政上の上限額を勘案し、事業を選定しました。事後保全等に係る費用も含み6億円/年程度となります。

## 8 各個別施設計画等の取組を実施した場合の将来費用の試算

- ① 適正配置計画及び個別施設計画の取組を実施した場合の将来費用の試算を行いました。
- ② 40年間の更新等費用は621.0億円であり、1年当たり15.5億円となりました。この15.5億円は、過去5年間の投資的経費等の年平均額である15.1億円を0.4億円超過する結果となりました。
- ③ 今後10年程度の健全な公債費の管理から推定した財政上の上限額である12.8億円/年と比較して2.7億円/年の超過となりました。
- ④ 直近5年間の個別施設計画の内容については、前頁で記載の通り2025年度時点までに実施すべき対策を積み上げた上で、施設の劣化度から優先順位を定め、財政上の上限額を勘案し対策を選定しています。そこで選定されなかった事業が積み残しとして78.6億円と算出され、2026年度以降の10年間に割り振っております。今後は国庫補助金等の財源の活用を検討しながら、積み残し分を優先して対策に取り組めます。
- ⑤ 今後も個別施設計画による精査及び国庫補助金等の財源の活用、公共施設の適正化に伴う運営費の削減等で解消するよう努めるとともに、市税収入等の状況を鑑みながら予算を確保する必要があります。

図 11：各個別施設計画等の取組を実施した場合の公共施設等に係る費用の試算



## 8 各個別施設計画等の取組を実施した場合の将来費用の試算

### 【試算条件】（公共施設）

- ・ 2017年度から2020年度は、投資的経費の実績額を採用し、2021年度から2025年度は、公共施設は市全体の個別施設計画を策定する中で想定している費用の6億円/年を計上
- ・ 適正配置計画を実施した場合の対策の実施時期は仮定により設定
- ・ 施設に係る更新、大規模改修、複合化改修のみを試算
- ・ 廃止し解体のみの場合は、解体費及び土地売却費は含まない
- ・ 目標耐用年数を設定し、鉄筋コンクリート造 60年（一部延命化 80年）、鉄骨造 60年（一部延命化 80年）、軽量鉄骨造・木造 20年、簡易建築物 40年で更新を行う
- ・ 鉄筋コンクリート造は 30年、鉄骨造 30年、軽量鉄骨造・木造 20年目で大規模改修工事を実施、延命化の場合は中規模改修を 20・60年目で実施、40年目で大規模改修を実施
- ・ 基本は総務省の示す類型別単価（本編巻末資料編参照）を使用し、40年間の費用を試算
- ・ 個別施設計画策定期間の次の年度である 2026年時点において、更新・大規模改修工事を実施する時期を経過しても、実施を想定していない施設については、積み残し大規模改修費等とし、2026年度から2035年度に均等に割り振る
- ・ 学校施設については 40年後に中学校 1校、小学校 4校となると仮定し算出
- ・ 小学校の校舎についての更新が発生した際には、6割の面積と仮定し算出
- ・ （仮）市民活動交流センターに更新が発生した場合には、校舎部分は 7割、体育館は 8割、（仮）体育機能重視型市民活動交流センターの更新の際には、校舎部分は 5割の面積と仮定し算出
- ・ 維持補修費は金額も低いことから、過去 5年間の平均値である 0.25 億円/年を計上

### 【試算条件】（インフラ施設）

- ・ 道路については、管理区分ごとに更新年数を定め、当市の更新単価で推計した額である 3.72 億円/年を計上（本編巻末資料編参照）
- ・ 橋りょうについては、当市の更新単価で推計した額である 0.16 億円/年を計上
- ・ 下水道については北本市下水道ストックマネジメント計画による 40年間の推計額の平均額 2.69 億円/年を計上（本編巻末資料編参照）
- ・ 公園については、将来費用の試算が困難であることから、将来費用及び投資的経費等の平均額の対象には含まない
- ・ 維持補修費は金額も低いことから、過去 5年間の平均値である 0.16 億円/年を計上

## 9 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

### 方針1：施設の長期活用

- ① 今後とも保有し続ける施設については、総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全を実施し、長期使用を図ります。
- ② 定期的に劣化状況調査を実施し、施設の劣化状況を把握することで、施設運営に支障が生じる前に、必要な補修・改修等を実施します。改修等を実施する際には、限られた財源の中で効果的に投資を行うために、劣化状況調査に基づいた優先度や緊急度を勘案して実施します。

### 方針2：施設の機能や規模の最適化

- ① 人口減少、少子高齢化、市民ニーズの変化により、公共施設等を利用する市民の減少や、自主財源の縮小による財政力の低下も懸念されていることから、適正配置計画で示した施設機能の集約化や複合化を進めます。また、実施の際には市民意見を取り入れるよう努めます。
- ② 本市の人口規模や財政状況で維持できる適正な施設総量の最適化に取り組みます。本市は近隣市や同類型市と比べ、市民1人当たりの公共施設の延床面積が大きく、市域面積も小さいため、適正な施設総量とするためにも、原則として新規用途施設の建設を行いません。

### 方針3：コストの縮減と平準化

- ① 本計画に基づき総合的かつ計画的な管理を推進し、ライフサイクルコストの削減に努めます。また「予防保全」を重視し、施設の現状を把握した上で大規模な改修や建替えを計画的に実施することで、更新投資の平準化を図ります。
- ② 民間で運営可能な施設については、民間の力を活用したPFIや指定管理者制度の導入、民営化についても検討していきます。(今回追加)

### 方針4：財源の確保と受益者負担の適正化(今回追加)

- ① 適正配置計画を実施してもなお公共施設などへの財源不足が見込まれているため、将来の大規模な改修や更新等に備え、基金への積極的な積み立てを行います。
- ② 適正な財源の確保と行政サービスの水準の確保を図るために、公共施設等の使用料について、適正な受益者負担を確保するための定期的な見直しを実施します。



## 10 目標の設定

- ① 適正配置計画を実行した場合の第4期末時点の延床面積削減割合は44.5%となり、延床面積の目標削減割合は、50%に届かないことが想定されました。
- ② 今後適正配置計画で継続としている施設についても、民間で運営可能な施設は民営化も検討していくこととします。
- ③ 第5期以降については、更新が予定されている施設の更新時の面積削減も想定されていることから、目標については引き続き継続することとします。

### 目標：公共施設の延床面積を今後40年間で50%削減

- ④ 表3は適正配置計画で想定している対策を実行した場合に削減される想定面積ですが、起点となる時点は総合管理計画の策定時点の2016年4月1日現在の面積150,454.11㎡とし、その面積との比較した割合を目標削減割合とします。
- ⑤ 総合管理計画の計画最終年は2056年度であり、適正配置計画の計画最終年度の2059年度とは異なるものの、適正配置計画において施設の再編を計画しているため、適正配置計画の計画期間と期分けを採用し設定しました。

表3：公共施設延床面積削減目標（10年毎）

	第1期	第2期	第3期	第4期
	2020-2029	2030-2039	2040-2049	2050-2059
削減想定面積	9,789㎡	22,926㎡	5,461㎡	28,828㎡
削減累計面積	9,789㎡	32,715㎡	38,176㎡	67,004㎡
目標削減割合	6.5%	21.7%	25.4%	44.5%

- ⑥ 目標は引き続き「公共施設の延床面積を今後40年間で50%削減」としていくものの、適正配置計画及び個別施設計画の取組を行った場合について試算した40年間の更新等費用は、健全な公債費の管理の視点から推定した今後10年程度の財政上の上限額である12.8億円/年と比較して、2.7億円/年の超過となっています。
- ⑦ この状況は適正配置計画で示した方策が先送りになることを意味しており、目標どおり実行できない可能性や、多くの施設で老朽化が進行し修繕できない状況、それに伴い施設の使用停止となる状況が考えられます。
- ⑧ そのような事にならないためにも、今後も個別施設計画による費用等の精査及び国庫補助金等の財源の活用、公共施設の適正化に伴う運営費の削減等で解消するよう努めるとともに、市税収入等の状況を鑑みながら、財政上の上限額を検証し予算確保に努めます。

## 1 1 実施方針

	公共施設	インフラ
①点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者による日常点検及び定期点検の実施に加え、施設所管課による劣化状況調査及び評価を実施し、常に施設の状態を把握します。点検履歴の記録は老朽化対策等に生かします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検により劣化・損傷の程度や原因を把握し、劣化・損傷の進行度合いや施設への影響等について診断を実施します。</li> <li>・点検の実施に当たっては、安全性の向上やコスト縮減に配慮しつつ、新技術を積極的に活用します。</li> </ul>
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検・劣化状況調査等の結果に基づき、劣化状態から市全体で統一した劣化度評価を行い、優先順位を付与し限られた予算を効率的に活用します。</li> <li>・適正配置計画の方向性に基づき、計画的な集約化や複合化、更新等を実施し、改修更新時期の集中化を避けることで、更新費用の平準化を図ります。</li> <li>・統合や廃止の推進方針との整合を図りつつ、改修・更新を行う際には、必要最小限の規模で実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検・診断等の結果に基づき、必要な対策を必要な時期に効率的かつ効果的に実施します。また、メンテナンスサイクルを構築し、予防保全型の維持管理を導入することによりトータルコストの縮減、更新費用の平準化を図ります。</li> <li>・適切な構造や工法の選択により、維持管理コストの縮減を図ります。</li> <li>・改修・更新等の機会を捉え、防災・減災対策等との連携を図りつつ、耐震性能や事故に対する安全性能の向上、また、社会経済等の変化に応じた新たな機能（ユニバーサルデザインの導入等）の付加等を検討します。</li> </ul>
③安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が安心・安全に利用できる公共施設を目指し、点検・劣化状況調査等の結果から施設の劣化度評価を実施し、危険性が認められた施設については優先順位に基づき、安全確保の改修を実施します。</li> <li>・危険性が高いと判断された公共施設について、安全確保を最優先とし、場合によっては一時使用中止、廃止も考慮した安全対策を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民生活や社会経済活動の基盤であるインフラ施設は、利用者や第三者の安全を確保した上で、必要な機能を発揮し続けることが大前提となります。そこで、点検・診断等により危険性が認められた施設については安全確保の改修を実施し、場合によっては供用廃止を検討します。また、予防保全型の維持管理により、大きな不具合を未然に防ぐことで安全性を担保します。</li> </ul>
④耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北本市住宅・建築物耐震改修促進計画」との整合性を図りつつ、現行の耐震基準を満たしていない可能性のある建物は耐震診断を行い、統合、廃止も選択肢に持ちながら検討を重ね、必要に応じて耐震改修を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフラ施設がその機能を発揮し続けるためには、経年劣化や疲労のみならず地震動等の災害外力にも耐える必要があるため、改修等の機会を捉え、必要な耐震対策を図ります。</li> </ul>

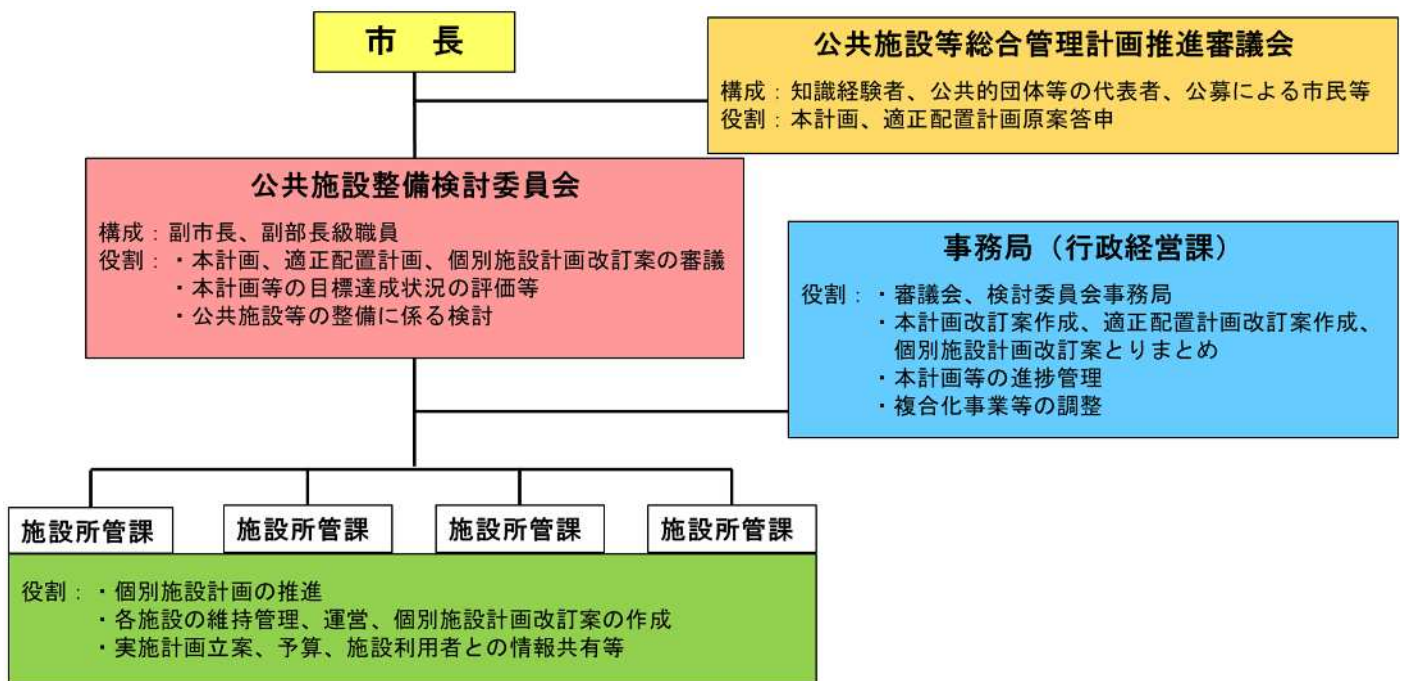
## 1 1 実施方針

	公共施設	インフラ
⑤長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後とも保有し続ける施設については、総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全を実施し、長期使用を図ります。</li> <li>・予防保全型の取り組みを推進するために、維持保全等の方法、体制、方針などを具体的に定める個別施設計画を作成し、建物の機能や性能を所定の基準まで回復させることや、社会情勢の変化によるニーズへの対応を行うことにより、施設の長期使用を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別施設ごとの長寿命化計画を策定し、総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全により、施設の長期使用を図ります。</li> </ul>
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設においては、施設の更新及び複合化や集約化等の改修の機会を捉えて、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道周辺や道路等の市民の移動を支える公共空間において、すべての人が安全で、快適に移動できるバリアフリーな公共空間のネットワークの形成に努めます。</li> </ul>
⑦統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正配置計画の方向性について、市民への情報共有を進めるとともに、実行段階においては、市民の声を反映しながら施設や機能の整理・統合を図ります。</li> <li>・適正配置計画において、施設の集約化・複合化に伴い生じる廃止施設や未利用地等については、速やかに売却、譲渡、転用することを優先して検討することとします。</li> </ul>	—
⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネジメント組織体制を構築します。</li> <li>・市民参加による合意形成に努めます。</li> </ul>	—
⑨適切な財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の施設の大規模な改修や更新等に備え、公共施設整備基金の計画的な積立を行います。</li> <li>・適正な財源の確保と行政サービスの水準の確保を図るために、公共施設等の使用料の市民負担の公平性及び適正な受益者負担を確保した定期的な見直しを実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道使用料の定期的な改定を行い、公平で適正な財源の確保に努めます。</li> </ul>

## 1 2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

- ① 公共施設マネジメントを推進するための庁内組織として、既存組織である公共施設整備検討委員会を活用し検討を行います。公共施設整備検討委員会は、庁内横断的な検討組織で、主に副部長級の職員によって構成され、本計画、適正配置計画、個別施設計画の改訂案の審議、個別の施設の整備等に関する検討、計画目標の達成状況の評価などを行います。
- ② 施設を大幅に削減していくという重要性を考慮し、附属機関として公共施設等総合管理計画推進審議会を設置しており、本計画、適正配置計画の改訂案についての審議を行います。
- ③ 個別施設計画の事業については、所管課が予算、実施計画等の立案段階から実施し、事務局（行政経営課）が全体の調整、進捗管理、複合化事業等の調整を担当します。

図 12：公共施設等マネジメント推進体制



- ④ 公会計（固定資産台帳）を活用し、各施設の延床面積、構造、建築年月日等の基本情報の管理を確実にを行います。
- ⑤ 各所管課に点在する施設のデータを一元化して管理するため、公共施設マネジメントシステムを 2017 年度に導入しています。施設の基本情報に加えて、工事履歴や点検情報、コスト情報、サービス情報等の把握、集計、分析が容易となり、今後も有効に活用するため保守・管理を確実に行っていきます。

# 13 PDCA サイクルの推進方針

- ① 本計画は、2056 年度までの長期にわたる計画であり、本計画を上位とし下位計画に適正配置計画と個別施設計画があります。業務サイクル（PDCA サイクル）については、図 13 のとおり計画が相互に関連し、PDCA サイクルを形成します。計画を着実に進めていくために進捗管理を確実にいき、社会情勢や経済状況等の変化に対応し、必要に応じて計画を見直します。
- ② 施設に関する工事は、個別施設計画に記載されている事業に係る経費を毎年度予算化しますが、事後保全に係る経費についても、全体の金額や計画の内容との相関等を確認し予算化するものとし、隔年で実施する施設劣化状況調査の結果や個別施設計画記載内容の変更などに応じて、個別施設計画を見直します。

図 13：業務サイクル

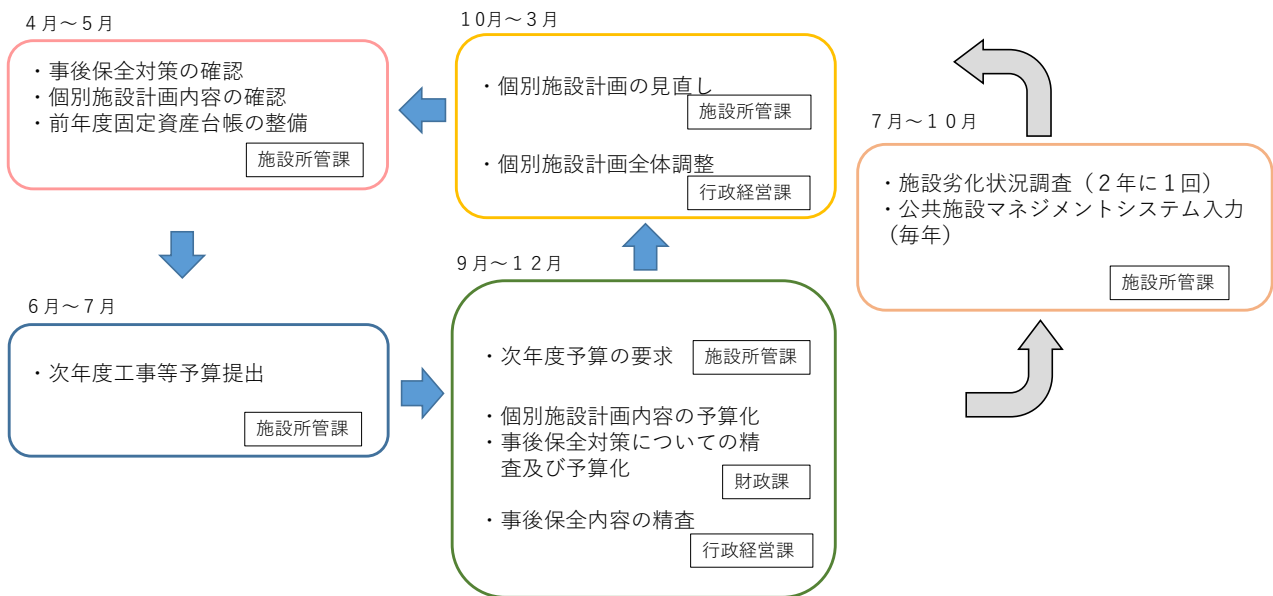


図 14：毎年の業務サイクル

